資料 1

前回子ども・子育て会議主な意見のまとめ (第5回の振り返り)

※ : 今回までの検討事項

項目	内容	会議での事務局の回答
第4章•基本	乳児も対象になるのか。幼児	保育いうことを念頭に置いているので、対象
目標1)(1)	期と限定して記載している	は0歳児からである。記載の仕方については、
幼児期の保	と、少し不自然に感じる。検	検討していく。
育•教育環境	討していただきたい。	
の整備		
第4章•基本	施策(1)~(3)を入れか	基本目標のタイトルが「子どもの権利と安全
目標2)	えた意図とは。	を守る仕組みづくり」であり、子どもの権利
, ,		を守る環境づくりを一つ目の施策とした。
		章立てとしてわかりやすいよう、子どもの環
		境の後に、虐待防止や障害児施策といった細
		かい部分に入っていく順番にしている。
第4章•基本	関係課と連携して公園づくり	事業計画内では、公園整備についての詳細は
目標4)(3)	を推進してほしい。子どもの	記載しないが、子育てしやすいまちをつくっ
子育てしや	遊べる環境を整えてほしい。	ていくという視点を持って、各事業進めてい
すいまちづ		きたいと考えている。
くり		
	公園や遊び場の整備について	目標ごとにきちっと分けられるものではな
	は、基本目標1)「たくましく	く、一つの事業でも、基本目標それぞれにあ
	育つ」に入る内容ではないか。	てはまる内容であったりするため、体系で載
	子どもが自立して育っていく	せている。
	ということから考えると、親	
	子で楽しむ公園よりも、子ど	
	も自身がのびのびと遊ぶ公園	
	が求められているのではない	
	か。基本目標1) にもそうい	
	う役割があっても良いのでは	
	ないか。	
	第4章・基本 目標1)(1) 幼育・整備 第4章・基本 1)(1) の環境 の整備 章・基本 2) 基本(3) でます はまない まない まない まない まない まない まない まない まない まない	第4章・基本 目標1)(1) 乳児も対象になるのか。幼児 期と限定して記載している。検育・教育環境の整備 第4章・基本 目標2) 施策(1)~(3)を入れかえた意図とは。 第4章・基本 目標4)(3) 子育てしやすいまちづくり 関係課と連携して公園づくりを推進してほしい。子どもの遊べる環境を整えてほしい。 公園や遊び場の整備については、基本目標1)「たくましく育つ」に入る内容ではないか。子どもが自立して考えると、親子で楽しむ公園よりも、子どもりことから考えると、親子で楽しむ公園よりも、子どもりまが水のびのびと遊ぶ公いか。基本目標1)にもそうではないか。基本目標1)にもそうではないか。基本目標1)にもそうではからではより、

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
2. 草津市子	第4章•基本	子どもの安全という側面で監	現状、防犯カメラについては設置していない
ども・子育て	目標4)(3)	視カメラ等の導入もご検討い	が、防犯灯の設置等で、安全対策を中心に行
支援事業計画	子育てしや	ただきたい。また、防犯面に	っている。市として防犯対策については、危
の素案につい	すいまちづ	ついては、草津市でどこに相	機管理課が担当している。
て	< 9	談をしたらよいのか。	
●素案構成に	基本目標1)	項目が地域と学校に分かれて	地域は地域、学校は学校という思いはない。
ついて	(4)「地域	いることに少し違和感を感じ	前回の、次世代育成支援対策地域行動計画を
	における体	る。本来、地域と学校は協働	引き継いだ部分が(5)「学校における体験機
	験機会の充	で体験機会の充実を図ってい	会の充実」にあたり、学校の議論の中にある
	実」(5)「学	くべきではないか。できれば、	学力向上などの内容をこちらに記入してい
	校における	2つの項目を1つにし、「多様	る。また、体験学習など学校と地域が共に関
	体験機会の	な体験機会の充実」として解	わりを持つ部分については、(4)「地域にお
	充実」	釈したいがそのあたりはどう	ける体験機会の充実」で整理をしている。各
		カ~。	項目の中には、協力、連携を図りながらとい
			う文言は意識をして記入していく。
	基本目標3)	妊娠・出産時期に関する支援	小児に対する支援としては、「市内小児科医療
	(1)「妊	は手厚い印象があるが、小児	の情報提供」の事業を記載しており、市内の
	娠・出産から	に対する支援は薄い印象があ	小児科と連携し、かかりつけ医、小児救急、
	切れ目のな	る。子どもたちを健全に育て	休日急病などによる24時間切れ目のない小
	い支援」	ようとするのであれば、乳児	児医療体制の構築に取り組むとしている。
		と小児、それぞれに対する支	
		援の施策の配分を均等にして	
		ほしい。	
		施策の基準について、主体が	
		母体なのか子どもなのかが曖	
		昧である。妊娠・出産から切	
		れ目のない支援というのは、	
		母親に対する支援であり、小	
		児医療については子どもに対	
		する支援である。これらの項	
		目は分類すべきでは。	

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
2. 草津市子	基本目標3)	切れ目のない支援という観点	草津市ではすこやか訪問事業として、生後4
ども・子育て	(1)「妊	で、草津市で結婚した方が、	ヶ月までの乳児のいる家庭に助産師または保
支援事業計画	娠・出産から	出産時に草津を離れ里帰り出	健師が、生後6ヶ月頃には保育士が訪問し、
の素案につい	切れ目のな	産し、その後再び草津に帰っ	子どもの発達状況の確認や育児相談を行って
て	い支援」	てこられた際、どのような支	いる。里帰り出産をされた場合も、ご希望に
●素案構成に		援が行われているのか。	応じて随時相談にのる体制はできている。
ついて	基本目標3)	急に「青少年」という言葉が	この計画の対象者は、18歳までとその保護
	(4)「青少	くると、不自然に感じる。「青	者、そして市民の方となっており、「青少年の
	年の健全育	少年」という言葉を記載した	健全育成」について記載している。青少年に
	成と心のケ	意図とは。	ついては、例えば、中高生の教育関連部分等
	アを要する		については、草津市教育振興基本計画の中で
	子どもの支		網羅できている。関連計画との関係性につい
	援」		ては、本編の「計画の位置づけ」で説明して
			いる。
	第5章②利	利用者支援員の情報提供の相	いわゆる保育コンシェルジュ、保育の施設等
	用者支援事	手や範囲について説明いただ	を案内する人を設置する事業である。施設を
	業	きたい。	利用したい人に対して、その方のライフスタ
			イルに合った、一番よい場所等をご紹介し、
			情報提供を行う事業である。
●児童虐待、	草津市の貧	草津市の貧困率はどの程度な	事務局で草津市の貧困率は把握していない
ひとり親施策	困率	のか。	が、数字がわかるようであれば、加筆させて
について			いただく。
	旧立上八叶	日本長休の担急(41.28.18) 18	
	児童虐待防	児童虐待の相談件数がどんど	児童虐待の具体的な対応人数はあげていない
	止対策の推	ん上がっているが、相談に対	が、「養育支援事業・要保護児童等に対する支
	進	応する人員体制も重要になっ	援に資する事業」の今後の取組みのところで、
		てくると思うが、相談対応人	「相談員の資質向上を図るとともに、人員増
		数等は、計画へ記載する必要	等による相談体制の強化を行う」としており
		はないのか。	計画ではこのような表現でいきたい。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
●児童虐待、	児童虐待防	相談員の数について、不足は	今現在、正規の職員が相談室に2人と、嘱託
ひとり親施策	止対策の推	ないか。	が6人在籍しているが、毎年必要に応じて職
について	進		員の増員を図っていきたい。
		現実的に、一人の相談員が受	今現在、小学校区の2学区から3学区を一人
		け持つ相談件数は多く、今後	の相談員が持っている。今後の方向性として、
		さらに過酷になっていくので	できれば2学区に1人という形での相談員を
		はないか。毎年一人ずつの増	配置できればと考えている。そして、ベテラ
		員で対応できるのか。	ンの相談員がその他の相談員を指導すること
			で質の向上を図っていき、対応していきたい。
		施策の方向と目標値(ベンチ	施策の方向と推進方策と目標値というのは連
		マーク)の整合性がとれてい	動するものであるので、今度提示させていた
		ないように思うのだが。	だくときには、整合性に十分気をつけていき
			たい。
		児童虐待防止対策の部分で、	相談員の時間外の対応については、時間外に
		時間外対応の相談員は今後充	相談を受けることもあり、そのあたりは柔軟
		実するのか。パンフレットを	に対応している。そして、夜間に相談が入っ
		見ていても、9時から17時	た場合、基本的には正職員がその対応に当た
		までで、その時間帯以外は電	っている。通告等の夜間対応については、県
		話もできないということにな	で虐待ホットラインを開設しており、電話対
		っている。	応している。
		今、3代にわたって虐待が連	次の世代に引き継がれる虐待についても十分
		鎖しているケースが多い。親	に承知している。世代を超えて家族全体の問
		から虐待されているから、自	題として捉え、関係機関とケース会議を開く
		分が虐待していると自覚して	などし、解決にあたっている。
		いないことが多い。虐待予防	また、健康増進課では、母親が母子手帳を受
		の為の簡単なパンフレット	け取りに来られた際に家庭児童相談室のしお
		を、乳児健診などの際に渡す	りを渡したり、健診の際に、母親にヒアリン
		ことも大事なことなのでは。	グを行う等、気になる家庭については、関係
			機関と協働してその家庭を見ていくような対
			処をしている。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
●児童虐待、	児童虐待防	虐待問題に関して、父親の虐	母親に対する啓発は相当浸透しているが、父
ひとり親施策	止対策の推	待を防止するための啓発はし	親に対する啓発は、これからの段階になる。
について	進	ているのか。	母親への啓発は一定の実績があるので、それ
			を参考に父親への啓発を進めていく。
	ひとり親家	ひとり親家庭は、短い期間で	比較的軽度なケースは、相談員同士で充分な
	庭	引っ越しをされる場合が多く	引き継ぎを行っている。また、母親が精神的
		引っ越す前と後で地域の相談	に不安定で、子どもの対応が難しいケースに
		員同士がその家庭の情報を共	ついては、学区を越えてその相談員が引き続
		有できていないケースがあ	き受け持つ対応もしているので、そのような
		る。この現状に対してどのよ	サポートを今後も続けていく。
		うに対策していくのか。	
●その他の施	子育て支援	計画における四つの視点の中	
策について	事業計画の	の「親の子育て力をサポート	
	概要版につ	する視点」について、サポー	
	いて	トで終わらせずに、「子育て力	
		を高める」など、積極的に子	
		育て力そのものが高まってい	
		くような視点が必要では。	
3.草津市幼	幼保一体化	認定こども園になると、短時	短時部と長時部で不公平が生じないかという
保一体化推進	(モデル園)	部と長時部で不公平が生じな	問題については、今認定こども園として運営
計画の策定状	の実施方法	いかという問題や、所得に応	している園にどのような取り組みをしている
況について		じて保育料が異なるという問	のか調査するのも一つであり、また、そのよ
		題があるが、メリット・デメ	うな問題を話し合える場として、カリキュラ
		リットを明らかにして進めて	ム策定の検討会も行っている。お子さんにと
		いただきたい。	って長時部であっても短時部であっても質の
			高い教育・保育ができるように、検討してい
			きたい。
			保育料については、国が示す利用者負担の金
			額を参考にして、各市町は、実情に応じた保
			育料の設定を行うもので、草津市では、保育
			料に関して12月議会で上程する方向で、今
			検討中である。

議案内容	項目	内容	会議での事務局の回答
3.草津市幼	幼保一体化	幼保一体化モデル園の中に、	保育所型は、認可保育所に認可外幼稚園が備
保一体化推進	(モデル園)	保育所型がないが、保育所は	わった形となり、幼保連携型は、認可保育所
計画の策定状	の実施方法	そのまま残していく計画なの	と認可幼稚園が備わったという形になるの
況について		か、それとも保育所型という	で、公としては幼児教育を提供するというと
		のは後ほどまた考えていこう	ころで、認可する部分の保育所と幼稚園が合
		としているのか。	体する幼保連携型が、望ましいと考える。た
			だ、幼稚園については、今の施設の現状や給
			食の問題もあるため、公立幼稚園としては、
			幼稚園型というのが妥当なのではないかとい
			う判断になった。
		幼稚園型の長時部の終了時間	モデル園ということで、まずはこの時間帯で
		が16時30分であるが、少	開始したいと考えている。開園後、保護者の
		し短い時間設定ではないか。	ニーズを伺っていきたいと考えている。
		今まで幼稚園は文科省、保育	今回新たに認定こども園に関する法律がで
		園は厚労省が管轄であった	き、内閣府が主管となり実施する。市での問
		が、これからの主管はどこか。	い合わせ窓口は、幼児課となる。
		今の幼稚園、保育所で先生の	認定こども園については、幼稚園教諭と保育
		免許が違うと思うが、これか	士の両方の免許を持った、保育教諭というカ
		ら認定こども園になり、新た	テゴリーがつくられる。現状として、公立保
		な免許が設定されるのか。	育所の場合、大半の先生が両方の免許を保有
			されている。
		モデル園において、親の事情	保護者の方が病気や用事があるということで
		で保育時間を延長することは	あれば、スポットの延長保育を利用すること
		可能か。	はできる。
		保育所と幼稚園の先生の連携	平成24年から人事交流を行い、両免許保有
		に関して、ひとつになってい	者を中心に、現在約11名が経験をしている
		くという部分で今までどのよ	状況である。公立幼稚園、保育所の受験資格
		うな過程があったのか。	については、平成23年からは、「保育士・幼
			稚園教諭職」という形で、受験の入り口を一
			つにして、採用を行っている。
	全体を通し	モデル園を進めながら、子ど	
	て	もたちがどう変わるのか、子	
		どもたちにとって一緒になる	
		ことにどういう意味があるの	
		かしっかり検証してほしい。	

